

先住民族の権利に関する国際連合宣言 (A/RES/61/295)

採択 国際連合総会第 61 会期 (2007 年 9 月 13 日)

翻訳 北海道大学アイヌ・先住民研究センター

Ver. 2.2 (2008 年 8 月)

総会は、

国際連合憲章の目的及び原則並びに憲章に従って国が負う義務履行に係る誠意を指針とし、

すべての民族が、他と異なっている権利、自己を異なるとみなす権利、かつ、そのようなものとして尊重される権利を有することを認識しつつ、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認し、

また、すべての民族が、人類の共同の財産である文明及び文化の多様性及び豊かさに寄与していることを確認し、

さらに、国民的出身又は人種、宗教、民族若しくは文化の違いに基づく民族又は個人の優越性に基礎を置き、又はそれを主張するすべての教義、政策及び慣行が、人種差別的であり、科学的に誤っており、法的に無効であり、道義的に非難されるべきであり、かつ、社会的に不正であることを確認し、

先住民族が、その権利の行使に当たり、いかなる差別も受けてはならないことを再確認し、

先住民族が、特に植民地化並びにその土地、領域及び資源のはく奪の結果として歴史的に不正に扱われてきたこと、それによって特に自己の必要と利益にしたがって発展の権利を行使することを妨げられていることを憂慮し、

先住民族の政治的、経済的及び社会的構造並びにその文化、精神的伝統、歴史及び哲学に由来する先住民族の固有の権利、特にその土地、領域及び資源に対する権利を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識し、

また、条約、協定及びその他の国との建設的な取決めで確認された先住民族の権利を尊重し、及び促進することが緊急に必要であることを認識し、

先住民族が、政治的、経済的、社会的及び文化的向上のため、並びにあらゆる形態の差別及び抑圧が生じたときはどこでもそれを終わらせるため、団結していることを歓迎し、

先住民族並びにその土地、領域及び資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による管理が、先住民族が、その制度、文化及び伝統を維持し並びに強化し、並びにその願望及び必要に合致する発展の促進を可能にすることを確信し、

先住民族の知識、文化及び伝統的慣習の尊重が、持続可能で衡平な発展及び環境の適正な管理に寄与することを認識し、

先住民族の土地及び領域の非軍事化が、平和、経済的及び社会的な進歩及び発展並びに世界の諸国及び諸民族の間の理解及び友好関係に寄与することを強調し、

特に、先住民族の家族及び共同体が、子どもの権利と調和するように、子どもを養育し、訓練し、教育し、及び福利を増進することについて共同の責任を持つ権利を有することを認識し、

国と先住民族の間の条約、協定及びその他の建設的な取決めで確認された権利は、場合によっては、国際的な懸念、関心、責任及び性質を有する問題であることを考慮し、

また、条約、協定及びその他の建設的な取決め並びにそれらが示す関係が、先住民族と国との間の強固なパートナーシップの基盤であることを考慮し、

国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約並びにウィーン宣言及び行動計画が、すべての民族をしてその政治的地位を自由に決定し、経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求することを可能ならしめる自決の権利の基本的重要性を確認していることを認め、

この宣言のいかなる記述も、国際法にしたがって行使されるいかなる民族の自決の権利も否定するために用いられてはならないことに留意し、

この宣言における先住民族の権利の承認が、正義、民主主義、人権尊重、非差別及び信義誠実の諸原則に基づく国と先住民族の間の調和的で協力的な関係を強化することを確信し、

国に対し、関係する民族と協議及び協力して、国際文書、特に人権に関する国際文書の下で国が先住民族に対して負うすべての義務を遵守し、及び効果的に履行するよう奨励し、

国際連合が、先住民族の権利を促進し、及び保護するにあたって重要かつ継続的な役割を果たすべきであることを強調し、

この宣言が、先住民族の権利と自由の承認、促進及び保護のための、並びにこの分野における国際連合体制の関連する活動を発展させるための、より重要な一步であることを確信し、

先住民である個人が、国際法が承認するすべての人権を差別されることなく享有すること並びに先住民族が、その生存、福利及び民族としての全体の発展のために不可欠な集団的権利を有することを認識し、及び再確認し、

地域ごと及び国ごとに先住民族の状況が異なること、並びに国及び地域の特殊性並びに多様な歴史的及び文化的背景の重要性が考慮されるべきであることを認識して、

パートナーシップ及び相互的尊重の精神をもって達成すべき基準として、先住民族の権利に関する国際連合宣言を次のとおり厳粛に宣言する。

第1条

先住民族は、集団又は個人として、国際連合憲章、世界人権宣言及び国際人権法において認められるすべての人権及び基本的自由を十分に享有する権利を有する。

第2条

先住民族及び先住民である個人は、自由であり、かつ、他のすべての民族及び個人と平等であって、その権利の行使に当たり、いかなる差別、特に先住民としての出自又はアイデンティティに基づく差別を受けない権利を有する。

第3条

先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、その政治的地位を自由に決定し、並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。

第4条

先住民族は、その自決の権利の行使に当たり、その内部的及び地域的問題並びにその自律的活動を賄うための資金調達方法について、自律又は自治の権利を有する。

第5条

先住民族は、希望するときには、国の政治的、経済的、社会的及び文化的生活に十分に参加する権利を保持しつつ、独自の政治的、法的、経済的、社会的及び文化的制度を維持し、及び強化する権利を有する。

第6条

先住民であるすべての個人は、国籍に対する権利を有する。

第7条

1. 先住民である個人は、生命、身体的及び精神的健全性、身体的自由及び安全に対する権利を有する。

2. 先住民族は、独自の民族として自由、平和及び安全に生活する集団的権利を保有し、かつ、その集団の子どもを他の集団に強制的に移動させることを含む、いかなる集団殺害行為又はその他のいかなる暴力行為も受けない。

第8条

1. 先住民族及び先住民である個人は、強制的に同化させられ、又はその文化を破壊されない権利を有する。

2. 国は、次の行為の防止及び救済のための効果的な措置を講じなければならない。

(a) 独自の民族としての一体性又はその文化的価値若しくは民族的アイデンティティを奪う目的又は効果を有するあらゆる行為。

(b) 先住民族の土地、領域又は資源をはく奪する目的又は効果を有するあらゆる行為。

(c) 先住民族の権利を侵害し、又は損なう目的又は効果を有するあらゆる形態の強制

的な人口移動。

(d) あらゆる形態の強制的な同化又は統合。

(e) 先住民族に対する人種的又は民族的差別の助長又は扇動を意図するあらゆる形態の宣伝。

第9条

先住民族及び先住民である個人は、関係する共同体又は民族の伝統及び慣習に従って、先住民の共同体又は民族に所属する権利を有する。この権利の行使から、いかなる差別も生ずることはない。

第10条

先住民族は、その土地又は領域から強制的に移動させられることはない。当該先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上での同意なしには、並びに正当かつ公平な補償に関して合意した後でなければ、また可能な場合には、復帰の選択権を与えられるのでなければ、移動を行ってはならない。

第11条

1. 先住民族は、その文化的な伝統及び慣習を実践し、及び再活性化させる権利を有する。これには、考古学的及び歴史的な場所、工芸品、意匠、儀式、技術並びに視覚的及び舞台芸術並びに文学のような、自己の文化の過去、現在及び未来の表現を維持し、保護し、及び発展させる権利が含まれる。

2. 国は、先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上での同意なしに、又はその法、伝統及び慣習に反して奪われた先住民族の文化的、知的、宗教的及び精神的財産については、先住民族と協力して設けた、原状回復を含む、効果的な仕組みによる救済を行わなければならない。

第12条

1. 先住民族は、その精神的及び宗教的な伝統、慣習及び儀式を表現し、実践し、発展させ、及び教育する権利、その宗教的及び文化的な場所を維持し、保護し及び干渉を受けることなく立ち入る権利、儀式用具の使用及び管理の権利並びにその遺体及び遺骨の返還に対する権利を有する。

2. 国は、関係する先住民族と協力して設けた公正で透明かつ効果的な措置によって、国が保有する儀式用具並びにその遺体及び遺骨へのアクセス並びに/又は返還を可能にするよう努めなければならない。

第13条

1. 先住民族は、その歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法及び文学を再活性化し、使用し、発展させ、及び未来の世代に伝達し、並びに共同体、場所及び人にその固有の名称を付し、及び継続的に使用する権利を有する。

2. 国は、この権利が保障されることを確保するため、また、必要な場合には通訳の提供又はその他の適当な手段によって、先住民族が政治的、法的及び行政的手続を理解し、及びそれらの手続において理解されることを確保するため、効果的な措置をとらなければ

ならない。

第 14 条

1. 先住民族は、その文化に沿った教育及び学習の方法に適した仕方で、その固有の言語で教育を提供する教育制度及び施設を設立し、及び管理する権利を有する。

2. 先住民である個人、特に子どもは、差別されることなく国のすべての段階及び形態の教育を受ける権利を有する。

3. 国は、先住民族と協力して、その共同体の外で生活している者を含む、先住民である個人、特に子どもが、可能なときには、その固有の文化及び言語で行われる教育を受ける機会を得られるようにするため、効果的な措置をとらなければならない。

第 15 条

1. 先住民族は、その文化、伝統、歴史及び願望の尊厳と多様性が、すべての形態の教育及び公的情報の中に適切に反映されることに対する権利を有する。

2. 国は、関係する先住民族との協議及び協力に基づき、偏見と闘い、差別を撤廃し、並びに先住民族及び社会の他のすべての構成員の間の寛容、理解及び善隣関係を促進するため、効果的な措置をとらなければならない。

第 16 条

1. 先住民族は、その固有の言語による独自の報道機関を設立し、並びにあらゆる形態の非先住民族の報道機関を差別されることなく利用する権利を有する。

2. 国は、国が所有する報道機関が先住民族の文化的多様性を正しく反映することを確保するため、効果的な措置をとらなければならない。国は、十分な表現の自由の保障を損なわない限りで、民間が所有する報道機関が先住民族の文化的多様性を適切に反映するよう奨励すべきである。

第 17 条

1. 先住民である個人及び先住民族は、適用のある労働に関する国際法及び国内法が定めるすべての権利を十分に享有する権利を有する。

2. 国は、子どもに特有のぜい弱性及び自律的意思決定力をかん養するための教育の重要性を考慮しつつ、先住民族との協議及び協力に基づいて、先住民族の子どもたちを、経済的搾取、並びに危険であり、若しくは子どもの教育を阻害し、又は子どもの健康や身体的、心的、精神的、道徳的若しくは社会的な成長に有害となるおそれのある労働に従事することから保護するため、特別の措置をとらなければならない。

3. 先住民である個人は、労働条件、特に雇用又は俸給についていかなる差別も受けない権利を有する。

第 18 条

先住民族は、その権利に影響を及ぼしうる事柄についての意思決定に、その固有の手續

に従って自ら選んだ代表を通じて参加し、並びにその固有の意思決定制度を維持し、及び発展させる権利を有する。

第 19 条

国は、先住民族に影響を及ぼしうる立法上又は行政上の措置を決定し、及び実施する前に、当該先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上での同意を得るため、当該先住民族と、その固有の代表機関を通じて、誠実に協議し、及び協力しなければならない。

第 20 条

1. 先住民族は、その政治的、経済的及び社会的制度又は機関を維持し、及び発展させる権利、その生存及び発展のための固有の手段を確実に享有する権利並びにそのあらゆる伝統的活動やその他の経済的活動に自由に従事する権利を有する。

2. 生存及び発展の手段を奪われた先住民族は、正当かつ公平な救済を受けることができる。

第 21 条

1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練及び再訓練、住居、衛生設備、健康並びに社会保障の分野を含め、その経済的及び社会的状況の改善に対する、差別されることのない権利を有する。

2. 国は、先住民族の経済的及び社会的状況の継続的な改善を確保するための効果的な措置を、そして適当な場合には、特別な措置をとらなければならない。先住民である高齢者、女性、青年、子ども及び障害者の権利及び特別な必要には格別な注意が払われなければならない。

第 22 条

1. この宣言の実施において、先住民である高齢者、女性、青年、子ども及び障害者の権利及び特別な必要に、格別な注意が払われなければならない

2. 国は、先住民族と協力して、先住民である女性及び子どもが、あらゆる形態の暴力及び差別に対する十分な保護と保障を享有することを確保するための措置をとらなければならない。

第 23 条

先住民族は、その発展の権利を行使するための優先順位及び戦略を決定し、及び発展させる権利を有する。特に、先住民族は、自己に影響を及ぼすすべての健康、住居並びにその他の経済的及び社会的計画を策定し、及び決定することに積極的に参加し、並びに可能な限り、その固有の機関を通じてこのような計画を実施する権利を有する。

第 24 条

1. 先住民族は、必要不可欠な薬用植物、動物及び鉱物の保護を含め、その伝統的な医療及び健康に関する慣習を行う権利を有する。また、先住民である個人は、いかなる差別も受けることなく、すべての社会的及び保健上のサービスを利用する権利を有する。

2. 先住民である個人は、到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受する平等な権利を有する。国は、この権利の十分な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとらなければならない。

第 25 条

先住民族は、自己が伝統的に所有し、又はその他の方法で占有し、若しくは使用してきた土地、領域、水域、沿岸海域及びその他の資源との独自の精神的関係を維持し、及び強化する権利並びにこの点について将来の世代に対する自己の責任を果たす権利を有する。

第 26 条

1. 先住民族は、自己が伝統的に所有し、占有し、又はその他の方法で使用し、又は取得した土地、領域及び資源に対する権利を有する。

2. 先住民族は、自己の伝統的な所有、又はその他の伝統的な占有若しくは使用に基づき保有する土地、領域及び資源並びに自己がその他の方法で取得した土地、領域及び資源を所有し、使用し、開発し、及び管理する権利を有する。

3. 国は、これらの土地、領域及び資源に対して法的な承認及び保護を与えなければならない。この承認は、当該先住民族の慣習、伝統及び土地保有制度に対する十分な尊重をもって行わなければならない。

第 27 条

国は、関係する先住民族と協力して、伝統的に所有し、又はその他の方法で占有し、若しくは使用してきたものを含む、先住民族の土地、領域及び資源に対する当該民族の権利を承認し及び決定するための、公正で、独立し、公平で、公開で、かつ透明性のある手続を、先住民族の法、伝統、慣習及び土地保有制度に十分に留意しつつ、確立し、及び実施しなければならない。先住民族は、この手続に参加する権利を有する。

第 28 条

1. 先住民族は、自己が伝統的に所有し、又はその他の方法で占有若しくは使用してきた土地、領域及び資源で、その自由で事前の及び事情を了知した上での同意なしに、没収され、占拠され、使用され、又は損害を受けたものについて、原状回復を含む方法により、それが可能でない場合には正当で公平かつ衡平な補償によって、救済を受ける権利を有する。

2. 関係する民族が自由に別段の合意をしない限り、補償は、同等の質、規模及び法的地位を有する土地、領域及び資源という形態、金銭的補償又はその他の適当な救済の形態をとらなければならない。

第 29 条

1. 先住民族は、環境並びに自己の土地又は領域及び資源の生産力の保全及び保護に対する権利を有する。国は、差別することなく、この保全及び保護のために先住民族を支援する計画を立案し、及び実施しなければならない。

2. 国は、有害物質の貯蔵又は処分が、先住民族の自由で事前の及び事情を了知した上

での同意なしに、その土地又は領域で行われなければならないことを確保するため、効果的な措置をとらなければならない。

3. 国はまた、必要な場合には、先住民族の健康を監視し、維持し、及び回復させるための計画であって、有害物質の影響を受ける民族が策定し、実行するものが適切に実施されることを確保するため、効果的な措置をとらなければならない。

第 30 条

1. 関連する公共の利益によって正当化される時又は関係する先住民族の自由な合意若しくはその要請に基づくときでない限り、軍事活動は、先住民族の土地又は領域で行われてはならない。

2. 国は、先住民族の土地又は領域を軍事活動に使用するに先立って、適当な手続により、及び特に民族の代表機関を通じて、当該先住民族と効果的な協議を行わなければならない。

第 31 条

1. 先住民族は、その文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現並びに人間やその他の遺伝物質、種子、薬品、動植物の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツと伝統的競技並びに視覚的及び舞台的芸術を含む自己の科学、技術及び文化の表現を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。また、先住民族は、この文化財、伝統的知識及び伝統的な文化的表現に係る知的財産を維持し、管理し、保護し、及び発展させる権利を有する。

2. 国は、先住民族と協力して、これらの権利の行使を承認し、及び保護するため、効果的な措置をとらなければならない。

第 32 条

1. 先住民族は、その土地又は領域及びその他の資源の開発又は使用のための優先順位及び戦略を決定し、及び発展させる権利を有する。

2. 国は、特に鉱物、水又はその他の資源の開発、利用又は採掘に関連して、先住民族の土地又は領域及びその他の資源に影響する計画を承認する前に、先住民族の自由で事情を了知した上での同意を得るため、その代表機関を通じて、当該先住民族と誠実に協議し、及び協力しなければならない。

3. 国は、このような活動に対する正当かつ公平な救済のための効果的な仕組みを設けなければならない。また、環境的、経済的、社会的、文化的又は精神的な悪影響を軽減するため、適当な措置をとらなくてはならない。

第 33 条

1. 先住民族は、その慣習及び伝統に従って、自己のアイデンティティ又は構成員を決定する権利を有する。これは、先住民である個人が、自己が居住する国の市民権を取得する権利を害するものではない。

2. 先住民族は、自己の手續に従って、先住民族の機関の構成を決定し、及びその機関の構成員を選ぶ権利を有する。

第 34 条

先住民族は、人権に関する国際基準に従って、その機関の構成及びその固有の慣習、精神性、伝統、手續、慣行及び存在する場合には司法上の制度又は慣習を促進し、発展させ、及び維持する権利を有する。

第 35 条

先住民族は、その共同体に対する個人の責任を決定する権利を有する。

第 36 条

1. 先住民族、特に国境によって分断された先住民族は、国境を越えて自己の構成員及び他の民族との精神的、文化的、政治的、経済的及び社会的目的のための活動を含む接触、関係及び協力を維持し、及び発展させる権利を有する。

2. 国は、先住民族と協議及び協力して、これらの権利の行使を促進し、及び実施を確保するための効果的な措置をとらなければならない。

第 37 条

1. 先住民族は、国又はその承継国と締結した条約、協定及びその他の建設的な取決めの承認、遵守及び実施に対する権利並びにそのような条約、協定及びその他の建設的な取決めに国に履行及び尊重させる権利を有する。

2. この宣言のいかなる記述も、条約、協定及びその他の建設的な取決めに含まれる先住民族の権利を縮小し、又は否定するものと解してはならない。

第 38 条

国は、先住民族と協議及び協力して、この宣言の目的を達成するため、立法措置を含む適当な措置を取らなければならない。

第 39 条

先住民族は、この宣言に含まれる権利を享有するため、国からの及び国際協力を通じた資金的及び技術的な援助を受ける権利を有する。

第 40 条

先住民族は、国又はその他の当事者との抗争及び紛争を解決するための正当かつ公平な手續を利用し、及びそれによる迅速な決定を受ける権利並びにその個人的及び集团的権利のあらゆる侵害に対し効果的な救済を受ける権利を有する。そのような決定は、関係する先住民族の慣習、伝統、規則及び法制度並びに国際的な人権を十分に考慮しなければならない。

第 41 条

国際連合の諸機関及び専門機関並びに他の政府間機関は、特に資金協力及び技術援助の実施を通じて、この宣言の規定の十分な実現に寄与しなければならない。先住民族に影響

を及ぼす問題について、その参加を確保するための方法と財源が確立されなければならない。

第 42 条

国際連合、先住問題常設フォーラムを含むその諸機関及び国レベルも含むその専門機関並びに国は、この宣言の規定の尊重及び十分な適用を促進し、並びにこの宣言の有効性を把握しなければならない。

第 43 条

この宣言により認められる権利は、世界の先住民族の生存、尊厳及び福利のための最低限度の基準を構成する。

第 44 条

この宣言により認められるすべての権利と自由は、男性及び女性たる先住民である個人に等しく保障される。

第 45 条

この宣言のいかなる記述も、先住民族が現在保有し、又は将来取得しうる権利を縮小し、又は消滅させるものと解してはならない。

第 46 条

1. この宣言のいかなる記述も、国、民族、集団又は個人が、国際連合憲章に反する活動に従事し、又はそのような行為を行う権利を有することを意味するものと解してはならず、また、主権独立国の領土保全や政治的統合の全部又は一部を分割し、又は害するいかなる行為も是認し、又は奨励するものと解してはならない。

2. この宣言に掲げる権利の行使に際しては、すべての人の人権と基本的自由が尊重されなければならない。この宣言に掲げる権利の行使は、法によって定められ、かつ、人権に関する国際的な義務にしたがって課される制限にのみ服する。この制限は差別的であってはならず、他の人の権利及び自由の十分な承認及び尊重を確保する目的並びに民主的な社会の正当で最も重要な要請にこたえるという目的のためにのみ真に必要なものでなければならない。

3. この宣言に含まれる条項は、正義、民主主義、人権尊重、平等、非差別、良い統治及び信義誠実の諸原則に適合するように解釈しなければならない。

【翻訳にあたって、北海道ウタリ協会による仮訳（2007年11月）及び「国際人権条約・宣言集 [第3版]」（2005年・東信堂）を参照した。】